

令和5年度メタバースを活用した県産食材販路拡大
モデル構築業務

業務仕様書

令和5年5月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度メタバースを活用した県産食材販路拡大モデル構築業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

生産者の販路開拓・拡大に向け、実需者や消費者とのマッチング機会を創出するため、メタバース（仮想空間）のメリットを生かした新たな販路拡大モデル構築を図る。

(2) 業務概要

- ア 業務名** 令和5年度メタバースを活用した県産食材販路拡大モデル構築事業
イ 委託期間 委託契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア メタバース空間の構築

- (ア) 商談会や交流会を実施できるような空間を構築すること。
(イ) テーマが異なる交流会などに活用できるよう汎用性が高い空間を構築すること。（新規就農者向け、移住定住向けのイベントなど）

イ 各イベントの企画コーディネート及び取りまとめ

- (ア) 飲食店・バイヤー、生産者等が情報交換し、交流が図られること。
(イ) 出展者や参加者を取りまとめ、連絡調整等を行うこと。

ウ 参加者調整、参加者のメタバース使用サポート

出展する生産者等に対して、研修会等を開催し、使い方について教授すること。

エ 当日の進行管理補助

- (ア) 運営マニュアルを作成すること。
(イ) イベント実施当日に進行管理を補助すること。

オ 操作マニュアルの作成

出展者及び参加者の操作マニュアル等を作成すること。

カ マッチング結果、アンケート等の取りまとめ

当日の出展者及び参加者のアンケート結果を取りまとめること。

(4) 商談会・交流会の実施

ア 飲食店・バイヤーを対象とした県産食材商談会

生産者の販路開拓に向けた飲食店・バイヤー等とのマッチング機会の創出と県産食材の認知度向上につなげるため、移動時間・コストが不要、現実に近いコミュニケーションが可能であるというメタバース（仮想空間）のメリットを最大限に生か

した商談会を開催する。

(ア) 日 程 令和5年9月頃

(イ) 対象食材 岩手県産の農林水産物等

(ウ) 参集者 (全体で30名程度)

- ・ 実需者
首都圏等県外の飲食店やバイヤー等の実需者 (15名程度)
(「黄金の國、いわて。」応援店約210店舗の他、県外プレスにより広く募集)
- ・ 生産者
県内生産者15名程度

(エ) 内 容

- ・ 生産者は、仮想空間内の出展ブースで自身の食材をPRし、実需者等参加者は興味のある出展ブースに移動し、生産者と交流・商談を行う。
- ・ 仮想空間内の出展ブースには、生産者による食材の出展のほか、動画配信ブースでの産地情報の発信や、フリー交流ブースでの飲食店同士の岩手県産食材に関する情報交換を促す。

イ 消費者を対象とした県産食材を味わう交流会

消費者の県産食材に対する理解を深め、関係人口の創出に繋げるため、メタバースを活用した「県産食材を味わう交流会」を試行的に開催する。

(ア) 日 程 令和5年12月頃～令和6年1月頃

(イ) 参 集 者 全体で50名程度 (うち生産者10名程度)

(ウ) 内 容

- ・ 消費者等参加者は、事前に配送された県産食材やお取り寄せオードブルセット等を自宅等で味わいながら、仮想空間内に設置された交流スペースで交流を行い、県産食材に関する理解度を深める。
- ・ 仮想空間内には、県産食材を利用しているシェフのブースや生産者ブースを設け、参加者との交流を図るほか、産地情報の動画を閲覧できるブースを設置する。

ウ 本県への新規就農志向者等を対象とした学びの場の提供

上記ア、イに本県への新規就農志向者等が参加し、新しい手法の商談会の見学や、参加者との交流を通じて、就農後における販路確保に向けた学びの場を提供する。

(ア) 参 集 者 県内外からの新規就農志向者等

(上記ア、イにつき、それぞれ10名程度)

(イ) 内 容 上記アの商談会及びイの交流会に新規就農志向者が参加し、見学する。また、新規就農志向者等と参加者の交流ブースを提供する。

エ 自由提案

上記委託内容を基本とし、構築したメタバースを活用し、他の分野に展開できるような自由提案を行うこと。(例：新規就農、移住定住など)

(5) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

なお、構築したメタバース空間がわかるように報告すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。